令和●年（配チ）第●号　配偶者暴力に関する保護命令申立事件

申立人　●●●●

相手方　●●●●

答　弁　書

令和●年●月●日

　●地方裁判所　御中

〒●●●－●●●● 　●●●●

●●●●（送達場所）

　　　　　　　　　 　相手方代理人弁護士 ●●●●

　　　　　　　　　　　　　　　　　　 電　話　●●●－●●●●

　　　　　　　　　　　　　 ＦＡＸ　●●●－●●●●

第１　申立の趣旨に対する答弁

　本件申立の趣旨に対しては、いずれも却下を求める。

第２　申立人の主張に対する認否

　１　申立ての理由１および２について

　認める。

　２　申立ての理由３について

　否認する。

相手方は申立人に対して、当該暴行を行ってはいない。記載の症状については、相手方の行為とはなんら関係なく、申立人がメニエール病を疑い耳鼻科に通院したものにすぎない。

３　申立ての理由４について

　否認する。

第３　相手方の主張

１　総論

相手方が申立人に対してなした暴行は軽微であり、かつ、申立人が相手方に対してなした侮辱行為および暴行行為を制止する際に、偶発的になされたものである。

　したがって、本件においては、「その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいとき」には当たらず、発令の要件を満たさない。

２　証拠との不整合

　　　申立人の主張と証拠（甲１）には整合しない部分がある。

前述のように、仮に相手方がタバコを申立人に対して投げつけて、それによって火傷したというのであれば、通院時にその旨を医師に相談するのが自然であるところ、申立人がタバコを投げつけられたと主張している令和元年９月１１日頃の診療録には、そのような記載は一切ない。

このことは、そのような暴行は一切存在しなかったことを示している。

３　まとめ

　以上により、申立人の主張は、一方的なものであり、かつ、その重要部分が証拠に基づいていない又は他の証拠と不整合である。

　よって、本件において、保護命令の発令要件を満たさず、申立は却下されるべきである。

以上

※保護命令答弁書の注意点

デイライト法律事務所の離婚事件チームはDV問題に注力していることから、保護命令に関して、多くのご相談が寄せられています。

書式の使用は、弁護士の方が自社において使用する場合のみとさせていただきます。

その他の場合、非弁行為（弁護士法違反）等、法令に違反する可能性があるため使用は認めておりません。

また、書式はあくまでサンプルです。個々のケースによって、最適な記載の内容は異なりますので、弁護士以外の方は、離婚に詳しい弁護士にご相談ください。

ご相談の流れは[こちら](https://www.fukuoka-dvmora.com/132)から。

保護命令については、[こちら](https://www.fukuoka-dvmora.com/1325/1325015/)のページに詳しく解説しております。是非、ごらんください。

※書式については、その適法性等を保証するものではありません。

